

被災された方に対する支援制度について

災害で被災された方には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご復旧をお祈り申し上げます。

福井市では、被災された方を対象に災害に応じた支援制度を設けております。支援制度を希望される際は、担当課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

また、本市の支援制度のほか、各種保険請求等の手続きのため、本市が発行するり災証明書(次表No.1)等が必要となる場合がございますので、手続き先にご確認ください。

このほかにも個別の支援制度がある場合もございますので、担当課にご確認をお願いいたします。

【支援制度一覧】

No.	支援制度	概要	担当課
1	り災・被災証明書の発行	災害によって住家等が被害にあった場合には、申請により「り災・被災証明書」を発行します。	危機管理課 TEL:20-5234
2	個人市県民税の減免について	災害により住宅や家財が被害を受けたときには、申請により全部又は一部が減免される場合があります。	市民税課 TEL:20-5306
3	固定資産税・都市計画税の減免について	固定資産税・都市計画税の納税義務者の方は、被害の程度により減免を受けられる場合があります。	資産税課 TEL:20-5315
4	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について	国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の方は、被害の程度により保険税等の減免の対象となる場合があります。	保険年金課 TEL:20-5383
5	災害見舞金の支給について	本市に住民登録のある方で、その本人が日常的に居住のため使用している住家が被害を受けた場合は、被害の程度によって災害見舞金が支給されます。	福祉政策課 TEL:20-5786
6	介護保険料の減免について	被害を受けた日以後に到来する納期の介護保険料について、被害の程度によって申請により介護保険料の減免を受けられる場合があります。	介護保険課 TEL:20-5715
7	居宅介護サービス費等に係る自己負担額の減額・免除について	被害を受けた日の翌月以降の介護サービス費について、被害の程度によって申請により自己負担額の減額・免除を受けられる場合があります。	介護保険課 TEL:20-5715

No.	支援制度	概要	担当課
8	市税等の救済措置について	市税を一時に納めることができない場合には、申請により一定期間徴収を猶予する制度があります。	納税課 TEL:20-5330
9	介護給付費等の額の特例について	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた等の特別の事情があることにより、障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認められる方については、申請によりその費用を減額又は免除することができます。	障がい福祉課 TEL:20-5435
10	住居の消毒について	床上浸水した住居や家財等の消毒に使う消毒液を配布します。	地域保健課 TEL:33-5184
11	被災した住居等における家具等廃棄物の処理について	被災した住居等で被災によって使えなくなった家具や畳等の廃棄物については、個人が分別してそれぞれの処分施設へ持ち込んだ場合、そのごみ処理手数料が手続きによって免除される場合がありますので、事前にお問い合わせのうえ処分先をお確かめください。	環境政策課 TEL:20-5609
12	建築確認等の申請手数料の免除について	災害により住宅を滅失した者が、被災後1年以内に自ら使用する住宅を建築する場合、建築確認等の申請手数料の2分の1に相当する額を免除します。	建築指導課 TEL:20-5574
13	上下水道使用料の減免について	災害により家屋に被害が発生した場合、申請により上下水道使用料が減免の対象となる場合があります。	上下水お客様センター TEL:20-5621
14	災害等による市営住宅の一時使用について	市民で火災、水害等で自ら居住する住居に居住できなくなった被災者が市営住宅の入居を希望する場合、期間を限定して市営住宅の一時使用を許可します。	市営住宅課 TEL:20-5570
15	災害救助法の規定に基づく被災住家への支援について	被害の程度により、住家の修理について支援が受けられる場合があります。	住宅政策課 TEL:20-5571
16	福井県緊急被災者支援金について	県では、被災された方の当面の一助としていただくため、緊急被災者支援金を支給します。	市福祉政策課 電話:20-5786 県地域福祉課 電話:20-0327

【問合せ先】

福井市 危機管理課

TEL:0776-20-5234